

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 8 年 5 月 21 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 事業名

甲府市役所西庁舎旧給食室活用事業

2 事業概要

本事業は、民間事業者等の持つアイデア、ノウハウ、技術等を導入し、甲府市役所西庁舎の未利用となっている旧給食室を公共用又は公益事業の用として有効活用（貸付）するとともに、本施設を拠点として、西庁舎に配置する各種機能と連携した PPP 事業を展開することで本市公共サービスの拡充を目的に実施するものとする。

なお、事業の実施にあたっては、本プロポーザルで選定した優先交渉権者と協議のうえ、市有資産の賃貸借契約又は使用貸借契約等を締結するものとする。

3 賃貸借期間

契約締結日から 10 年以内（優先交渉権者との協議による。）

4 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 自らが企画提案する事業を実行する意志を持ち合わせ、本事業を確実に遂行するための能力、技術及び組織（人員体制）を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体等）であること。

(2) 次に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく本市の入札参加制限を受けている者。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条の規定による破産手続きの申立てをしている者。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に定める再生手続き開始の申立てがなされている者。

オ 告示の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者。また、不渡りによる取引停止処分を受けた日から 2 年を経過していない者。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法

- 律第 77 号) 第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者。
- ク 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者。
- ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号) 第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員もしくは構成員である者。
- サ 国税及び地方税(本市への納税がない場合は、本店所在地の自治体の市町村税)に滞納がある者。
- シ 健康保険法(対象平成 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険に、事業主として加入していない者。ただし、保険の全部又は一部について法律で適用が除外されている者は、この限りではない。
- ス 告示日以降に、市から指名停止措置を受けた者。
- セ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更生手続き開始または民事再生手続き開始の申立てがなされている者。

5 手続き等

(1) 要項等の配布

甲府市役所西庁舎旧給食室活用等事業プロポーザル募集要項(以下「要項」という。)等を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込みの提出方法、提出期限及び提出先等については、要項等を参照すること。

6 連絡先

甲府市役所 総務部 契約管財室 管財課
山梨県甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号
(電 話) 055-237-5326
(E-mail) zaisanky@city.kofu.lg.jp